

## 浜松市歴史的風致維持向上計画策定庁内検討会設置要綱

### (主旨)

第1条 この要綱は、浜松市歴史的風致維持向上計画策定庁内検討会(以下、「庁内検討会」という。)の設置について、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 庁内検討会は、浜松市歴史的風致維持向上計画の策定にあたり、担当部課の連携を図り、総合的な協議・調整を行うことを目的とする。

### (所掌事務)

第3条 庁内検討会は、次の各号に掲げる事項について審議し、調整を行う。

- (1) 浜松市歴史的風致維持向上計画の案の策定及び調整に関すること。
- (2) 浜松市歴史的風致維持向上計画の重要案件に関すること。
- (3) 浜松市歴史的風致維持向上計画の案における予定事業の調整に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織及び委員)

第4条 庁内検討会は会長、副会長、及び、委員をもって組織する。

- 2 庁内検討会の委員は、別記に掲げる所属の所属長とする。
- 3 会長は、土地政策課長をもって充てる。
- 4 副会長は、文化財課長をもって充てる。
- 5 アドバイザーは、都市政策調整官の職にある者をもって充てる。

### (会長及び副会長)

第5条 会長は、庁内検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

### (庁内作業部会)

第6条 庁内検討会は、庁内作業部会を置き、庁内検討会委員が指名する職員をもって組織する。

- 2 庁内作業部会は、本計画の素案の策定及び本計画策定に向けた関連分野の検証、各種資料及び情報の収集を行う。

(会議)

第7条 庁内検討会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 庁内検討会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 庁内作業部会は事務局が必要に応じて召集する。
- 4 庁内検討会及び庁内作業部会は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、または文書により意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 事務局は市民部文化財課及び都市整備部土地政策課内に置き、庁内検討会及び庁内作業部会運営の庶務を担当する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年 1月30日から施行する。

別記1（第4条関係）

浜松市歴史的風致維持向上計画策定庁内検討会組織

所 属	備 考
市民部 市民協働・地域政策課	
市民部 文化財課	副会長
環境部 環境保全課	
産業部 観光・シティプロモーション課	
産業部 農業水産課	
産業部 林業振興課	
都市整備部 都市計画課	
都市整備部 北部都市整備事務所	
都市整備部 土地政策課	会長
都市整備部 交通政策課	
都市整備部 建築行政課	
都市整備部 緑政課	
都市整備部 公園課	
都市整備部 公園管理事務所	
土木部 道路企画課	
土木部 道路保全課	
土木部 河川課	
学校教育部 教育総務課	
中区役所 まちづくり推進課	
東区役所 区民生活課	
西区役所 まちづくり推進課	
南区役所 区民生活課	
北区役所 まちづくり推進課	
浜北区役所 まちづくり推進課	
天竜区役所 まちづくり推進課	

【オブザーバー】

所 属 等	備 考
市民部 文化財課 博物館	
浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	

別記2（第4条関係）

浜松市歴史的風致維持向上計画策定庁内検討会アドバイザー

所 属 等	備 考
都市政策調整官	